

「令和6年度 電子報告システム（報告受付サイト）に係る WEB 広告業務」
審査要項

第1条 「令和6年度 電子報告システム（報告受付サイト）に係る WEB 広告業務」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類（メディアを含む。以下同様とする。）を下記5に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又はとり消しを行うことは出来ない。

第4条 「令和6年度 電子報告システム（報告受付サイト）に係る WEB 広告業務」に関する公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、下記8のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名 : 令和6年度 電子報告システム（報告受付サイト）に係る WEB 広告業務

2. 契約期間

契約締結日～令和6年11月29日

3. 提出書類・部数

企画書（仕様書及び企画競争説明書参照）、CD-R等 2部（事業者名を記載したもの1部、事業者名を記載しないもの1部）

4. 留意事項

提出書類に対する経費その他発生した一切の費用について機構は支出を行わない。また、提出書類は返却しない。

営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企画書は非公開とする。

事業者名無しの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと（パンフレット、カタログ等は除くこと）。

5. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル13階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部 情報管理課
電話 : 03-3506-9482

(2) 提出期日

令和6年4月18日 17:00（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送での提出とし、提出期限までに到達しなかった申込は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

(4) 選定

参加者から提出された企画書及び企画書に基づいたプレゼンテーションの審査を行い選定する。

6. 技術点の評価基準

評価基準書を参照すること。

7. プレゼンテーションの手順

(1) 参加者は、企画書に基づき、上記6. の評価基準による評価を受けやすいようプレゼンテーションを行う。その際、事業者名は明かさず、A社・B社

として実施する。

- (2) 参加者は機構選定委員から質疑を受ける。
- (3) 選定委員は、上記(1)及び(2)の結果を審議する。
- (4) 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。
- (5) 機構は上記(4)の採点結果を集計し、最高点を得た参加者を選定する。
- (6) 技術点の評価項目について、「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で評価者全体の過半数を超える者が「0点」の評定をつけた項目が1つでもある場合は不合格とする。

また、基準点が設定された評価項目のうち1つでも採点結果(点数は採点者全員の平均値)が基準点に達しなければ、当該事業の確実な遂行が危ぶまれる可能性があるため、不合格とする。

評価基準表

評価項目	評価基準	配点	基準点
1. 広報の内容		550	
①戦略企画	<p>訴求対象の視点に立った企画であるか。</p> <p>※WEBを利用して訴求対象に効果的に訴求するために、どのような手法を用いるかといった提案がある。</p> <p>※報告受付サイトの認知・利用に繋がる工夫がなされている。</p> <p>※医薬品医療機器総合機構の認知・理解に繋がる工夫がなされている。</p> <p>※報告受付サイトのWEBを利用した広報企画として妥当である。</p> <p>※訴求ポイントはすべて盛り込まれている。</p> <p>※訴求対象にあった内容になっている。</p>	250	125
②広報表現	<p>ビジュアルなどは分かりやすく訴求力のあるものになっているか。</p> <p>※印象に残るか。</p> <p>※興味・関心がわくか。</p> <p>※訴求したい内容がきちんと伝わるか。</p> <p>※報告受付サイトを利用したくなるか。</p> <p>※ほかの人と共有したくなるか。</p>	200	100
③創造性、新規性	創造性、新規性において特に評価できる要素はあるか。	100	50
2. 広報の評価		270	
①効果指標の妥当性	<p>WEBを利用した広報活動における効果を明確にするための具体的な方策が記載されているか。</p> <p>※費用対効果含めて明確に示されているか。</p> <p>※結果を定量的に評価可能な方法が明確に示されているか。</p> <p>※広報結果の今後の展望にも触れているか。</p>	270	135
3. 本業務に関する実施体制		300	
①適格性、妥当性	<p>本業務に責任を持って遂行できる体制(組織、人数)か。</p> <p>制作から納品までのスケジュール設計・管理は適切か。</p> <p>PMDAの要請に迅速かつ柔軟に対応できる体制が取れるか。</p> <p>提案された各広報内容の経費(見積書)は妥当であるか。</p>	200	100
②知見及び実績	<p>組織として、WEBを利用した広報企画の知見と実績を持っているか。</p> <p>企画・制作担当者は十分な知見と実績を持っているか。</p> <p>類似プロジェクトの規模が具体的に示されているか。</p>	100	50
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		80	
	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	40	—
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	20	—
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	20	—
合計		1200	

1. 技術点の評価点は、採点の目安を基に、各評価項目に示した範囲の点数で評価する。

(各者、項目毎に絶対評価で採点。各者間の相対評価ではない。)

2. 技術点の評価項目について、「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で評価者全体の過半数を超える者が「0点」の評定をつけた項目が1つでもある場合は不合格とする。また、基準点が設定された評価項目のうち1つでも採点結果(点数は採点者全員の平均値)が基準点に達しなければ、当該事業の確実な遂行が危ぶまれる可能性があるため、不合格とする。

3. 評価の対象となる資格や認定等を証明する書類を企画提案書に添付すること。